

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

| 法令名及び条項 | 処分の概要 | 担当課名 |
|--------------------------------------|-------------|-------|
| 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第13条第1項 | 動物取扱業の登録の更新 | 生活衛生課 |

1 審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 申請者は、既に盛岡市において動物取扱業の登録があること。
- (2) 前項の登録が、登録の有効期間を経過していないこと。
- (3) 申請者が法第13条第2項において準用する第12条第1項に規定する登録の拒否事由に該当しないこと。なお、同条に規定する「環境省令で定める基準」及び「環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準」とは、法施行規則第3条に定めるとおり。

2 標準処理期間は、14日とする（祝日休日等の閉庁日を除く）。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。